

あま市指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年 10 月 1 日より指定給水装置工事事業者制度が **5 年毎の更新制** に変わりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「**水道法の一部を改正する法律**」が、令和元年 10 月 1 日に施行されました。

◎指定の有効期間が従来の無期限から **5 年間** となりました。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下記参照）

指定を受けた日 **【初回更新までの有効期間】**

○～H25. 3. 31 **【2023（R5）年 9 月 29 日まで】**

○H25. 4. 1～R1. 9. 30 **【2024（R6）年 9 月 29 日まで】**

○R1. 10. 1～ **【指定日から 5 年】**

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、通知を予定しています。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

◎指定更新の要件は**水道法第 25 条の 2（指定の申請）**に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第 25 条の 3 で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に 4 項目の確認を行います（参考）

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎更新申請に必要な書類

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款（法人）
- ・登記事項証明書
（法人／**省略可**）
- 又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証等）

◎4 項目確認資料（参考）

- ・講習会の受講
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無（参考）

◇更新申請についてのお問合せは

あま市役所上下水道部上水道課 TEL 052-441-7115